

会長挨拶

近年、物質的には豊かになったように見える日本の社会情勢ではありますが、増え続ける児童虐待と貧困は、児童の心身に暗い陰を落とし、社会問題となっています。こどもは国の宝であり、我々国民ひとりひとりが、全てのこどもを守っていく義務があります。現在、社会的養護を必要とするこどもは4万人を超え、虐待を受けているこどもは、近年急上昇しておりますが、児童の養育を希望する登録里親は約1万人、そしてこどもを家庭に迎え入れて養育する養育里親は約4,000世帯というのが現状です。

全国里親会は、昭和29年10月「全国里親連合会」として発足し、昭和41年1月に社団法人の認可を受けました。その後、昭和46年3月18日に「財団法人全国里親会」として厚生大臣から設立認可を受け、さらに、平成23年12月に公益財団法人に認定され、現在に至っております。本会は、里親制度の普及啓発、里親希望者の開拓、里親の資質、養育技術等に関する研修、里親制度全般に対する相談支援などの事業を行っています。平成28年5月に、児童福祉法が改正され、児童の健全な育成のため、家庭養護の重要性を認識し、里親制度の普及促進が図られることになりました。私どもは、全てのこどもが心身共に健やかに育つことを願い、児童福祉の理念を真摯に受け止め、それを使命とし、情熱を持って里親会活動に邁進してまいります。里親子、ひいては国民すべてが真に幸福を実感できるように、貢献していきたいと思っております。

地域、社会のみならず、関係者のみなさまのご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

公益財団法人全国里親会

会長 河内 美舟

全国里親会 概要

設立	昭和46年3月18日
代表者	会長 河内 美舟
所管省庁	内閣府
会員等	各都道府県・指定都市里親会（66里親会）が実質的に支所的機能を果たしている
里親数	（平成29年3月31日現在） 登録里親数：11,405世帯 委託里親数：4,038世帯 委託児童数：5,190人
事業	里親制度に関する調査研究、里親の育成、及び里親制度の普及啓発、里親相互の連絡協調、関係機関団体との連絡調整、里親に委託されている児童等の相談指導、その他、法人の目的を達成するために必要な事業
事業活動	全国里親大会の開催、全国8地区別里親研修会の開催、季刊誌「里親だより」の刊行など 関係機関団体との連絡調整、里親促進事業の実施、里親賠償責任保険の実施

<http://www.zensato.or.jp/>



里親になりたい人・里親・こどもたちのために
公益財団法人全国里親会

こどもたちに、
夢を、未来を。

里親が必要な、
社会的養護下のこども

約46,000人

養育里親家庭として、
こどもを受け入れている

約4,000世帯

知ること、大きなアクション。
あなたのやさしさが、
こどもたちの未来につながっています。



虐待やネグレクト、親の病気や経済的理由で
家庭で生活できないこどもが
約46,000人います。
しかしながら、その約80%は、
児童養護施設や乳児院など
公的機関で暮らしているのが現状。
里親のもとで暮らしているこどもはわずか20%で、
オーストラリア、香港、アメリカ、イギリスなどが
里親委託率70%以上であるのと比べてみても、
日本はきわめて低い数字です。

特定のおとなとの関係性を築きながら
日常生活をおくることは、
家庭でしか得られないとても貴重な経験。
より多くのこどもたちにその経験を——
児童福祉法が改正され、
里親委託率を75%以上*にするという
国をあげての取り組みが始まっています。

*乳児は5年以内、幼児は7年以内に75%以上、学童期以降の児童については10年以内に50%以上。



Foster care is important for children.



わたしたち全国里親会は、
日本各地に66ある里親会の中心となって
こどもたちと里親家庭をつなぎ、
里親制度の普及発展のために活動しています。

全国里親会は、児童福祉法の精神に則り、里親に委託されている児童及び
里親に委託することが適当と思われる児童の福祉の増進を図ることを
目的として設立されました。里親制度に関する調査研究や里親希望者の開拓、
里親及び里親に委託されている児童の相談指導などを行い、
里親制度の普及発展に寄与することを目指し活動しています。





誕生日を初めて祝ってもらえて、
ドラマみたいだと思った。



「お母さん」と呼んで
「なあに？」と
返事をしてくれたことが
嬉しかった。

SATOGO SATOOYA Voice

8歳までの私は、早く死にたいと思っていた。
里子になってはじめて、生きる希望を知りました。

8歳の時から高校を卒業するまで里親のもとにいました。普通の親子と変わらず、親子げんかもしましたし、迷惑もかけました。母は時には厳しく、温かく。父はいつも私を守ってくれています。8歳までの私は早く死にたいと思って生きていましたが、里親が私に安心と信頼と希望を教えてくれ、この安心感の元にいまも生きていられるのだと思います。

一緒に暮らし始めた頃、私が転んで膝から血が出てしまったことがありました。とても痛くて一人で声を殺してうずくまっていると、母が心配して駆け寄ってきて「大丈夫？」と私に聞きました。それまでの家庭では、「何をやっているんだ!」と怒られ、泣いていると「うるさい」と言われてきたので、初めて「大丈夫?」と心配されたことが嬉しく、大泣きしてしまっただけです。自分は生きていて良いんだと思いました。いつか私が親になった時、母のように子どもを心配する親になりたいです。

戸惑いから始まった里親としての人生、
子どもたちから多くの喜びと感動を受け取りました。

養育里親になり8年、今は3人目の子どもと暮らしています。正直、最初のうちは自分のできるのか自信がなく不安でしたが、研修の中で児童相談所や里親会、里親支援機関等がサポートしてくれることを知り、やってみたいという思いが強くなりました。里親として特に印象に残っているのは、5歳の女の子と暮らした時のこと。湯船に入ったことがなく、歯磨きなどの生活習慣もなく、虫歯だらけ。普通の5歳の子どもの経験値とは全く別世界で生きてきたかのような様子でした。生活習慣から教えていくとは想像していなかったので、戸惑いましたが、すごい勢いで心身ともに成長していく姿を見守ることができたことに大きな喜びを感じましたし、子どもの力には驚きました。

里親として大切にしているのは、丁寧に、粘り強く寄り添ってほしいという思いと覚悟。大変な時もあるけれど、それ以上の喜びと感動に満たされた日々が待っています。

いろいろな里親のかたち、いろいろな家族のかたち。詳しくは全国里親会HPへ <http://www.zensato.or.jp/>

里親とは、「保護者のいない児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(=要保護児童)の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者」。事情があって親元で暮らすことができない子どもを、一時的あるいは継続的に自身の家庭に預かり養育することを**里親制度**といいます。

養育里親

保護者のいない子どもや虐待などの理由により保護者が養育することが適当でない子ども(要保護児童)を養育する里親です。(養育里親研修を受ける必要があります。)

専門里親

虐待を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親で、3年以上里親の経験等が必要です。(専門里親研修を修了し養育に専念できることが必要です。)

親族里親

要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、実親の死亡や入院などにより、子どもを養育することができない場合の里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親です。(養子縁組里親研修を受ける必要があります。)



わたしでも養育里親になれるのかな?

25歳以上であれば、未婚の男性、女性、共働き夫婦であっても里親になることができますが、同居家族がいるなど、協力してくれる人がいることが必要です。

1 児童相談所へ連絡、相談会に参加する

まずはお住まいの地域の児童相談所へお問い合わせください。各地で開催されている里親相談会に参加し、里親について知ってください。

2 里親の対象になるか、面接を受ける

里親の対象になるかどうか、担当スタッフによる面接があります。疑問や不安点などもここで解決!

3 里親になるための研修を受講する

3回の座学と、児童擁護施設への実習が2~3日程度あります。

4 子どもを迎えられる状況か、調査・審査を受ける

資産状況や経歴書の提出、滞納している税金や犯罪歴の有無、研修での評価などをもとに、数回の面接を経て、里親として受け入れられるかどうかの審査にかけられます。

5 環境や暮らしぶりを家庭訪問でチェック

実際に子どもを受け入れる家庭をスタッフが訪問、安全面や衛生面、生活に十分なスペースがあるか、生活の様子などをみるとともに、常識やモラルも確認されます。

6 知事・市長の認定、登録

自治体により異なりますが、児童相談所への連絡から登録までは約6ヶ月程度です。

7 里親と子どものマッチング

子どもの環境の連続性、保護者対応や里親の特性・力量などについて考慮した上でマッチングが行われます。「養育里親」の場合、面会や一時的受入れを重ねて、子どもとの相性を確認します。





その気持ち、
こどもたちのために。

寄付による支援もできます。

全国里親会の取り組みにご賛同いただける方へ、ご支援いただいた寄付金は、
里子、里親のための事業の資金となります。

里子の支援事業
「ユースの集い」の開催など

里親のスキルアップ事業
「ブロック別里親研修会」の開催など

里親制度や里親会活動の広報事業
季刊誌「里親だより」の刊行など

ゆうちょ銀行(振替口座)
【口座番号】00160-4-565205 【名義】公益財団法人全国里親会
【フリガナ】コウエキザイダンホウジンゼンコクサトオヤカイ
※他行から振込む場合
【店番】〇一九(ゼロイチキョウ)店 (019) 当座 【口座番号】0565205

寄付金控除が適用がされます。

公益財団法人全国里親会への個人、法人からのご寄付は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、税制上の優遇措置の対象となります。個人の寄付金に対する優遇措置は、「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することができます。詳しくはホームページをご覧ください。



わたしたちの社会貢献活動

1. 里親制度に関する調査研究事業

里親委託の促進及び里親の養育支援のために、調査研究を目的とした
全国里親委託等推進委員会を平成24年度から設置しています。

2. 里親の育成事業

里親会活動による里親支援や里親会の活動の活性化、
里親の養育技術向上のための研修を実施しています。

3. 里親制度の普及啓発に関する事業

里親に関する情報の提供、里親制度や養育上のQ&A、地区の活動状況を紹介する季刊誌「里親だより」を刊行。
社会的養護に関するトピックスを取り上げたマンスリーニュース「全里マンスリー」の
発行・全国の里親会へ配布・全国里親会メーリングにて配信・ホームページ掲載等により情報提供を実施しています。

4. 里親に対する表彰事業

厚生労働省が定める毎年10月1日～31日の里親強調月間にあわせて、
「全国里親大会」を開催。長年里親として功労のあった者に対して顕彰を行っています。

5. 里親制度及び里親会活動等に関する相談指導事業

全国里親会の活動状況、会員の動向・会員向けの情報提供サービス、地方里親会の事業の開催状況(開催時期や募集等)など
リアルタイムで最新情報をホームページで提供。メーリングリストによる情報交換、質疑応答、意見交換や
電話・メールによる問合せ・相談等に適切に回答・指導を行っています。

6. 災害を受けた里親及び児童等に対する支援

- 東日本大震災および、多発している大規模自然災害の被災児童に対する支援を実施しています。
- 「東日本大震災子ども救援基金」の募金活動を継続
- 被災児童を養育している親族里親への支援として、養育費等一世帯30万円の支援金を支給

